

令和 2 年 5 月 20 日現在

機関番号：34419

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03406

研究課題名(和文) 婚姻における財産関係の多国間比較研究

研究課題名(英文) A Multinational Comparative Study of Property Relations between Spouses

研究代表者

松久 和彦 (Matsuhisa, Kazuhiko)

近畿大学・法学部・教授

研究者番号：90550426

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、EU各国の法制度の比較法研究を通じて、共同生活の経済的基盤に関する法制度(基礎的財産制)の意義と法実務の運用状況、夫婦財産の清算での公平性を確保するための法実務の運用状況を明らかにすることができた。とりわけ、日本の新しい夫婦財産制への提言のために、EU各国の共通項としてまとめられた「欧州家族法原則」とEU各国への影響をさらに検討する必要があることが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本では、婚姻共同生活の経済的基盤をどのように保護するのか、それが婚姻解消時にどのように影響するのか、法律婚が保護すべきものは何かといった理論的考察や具体的な制度内容について十分に検討されてこなかった。また従来から日本でも財産分与の法的性質から夫婦財産の清算を抜き出し、夫婦財産制の中で処理することは指摘されているが、具体的に、どのような形で実現するのか、そのためにどのような法規定が必要となるのかについては明らかにされてこなかった。本研究では、この点を明らかにし、これらの制度の在り方や具体的な法制度を解明する足掛かりを得ることができると考えている。

研究成果の概要(英文)：In this study, the significance of the legal system on the economic basis of community life (general legal effects of marriage) and the operational status of the legal practice to ensure fairness in the liquidation of matrimonial property were clarified through a comparative study of the legal systems in EU countries. In particular, it has become clear that it is necessary to further examine the "Principles of European Family Law", which have been compiled as a common point for EU countries, and their implications for EU countries in order to make recommendations for a new matrimonial property system in Japan.

研究分野：民事法学

キーワード：夫婦財産制 ドイツ ヨーロッパ

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

夫婦財産制をめぐっては、国内においては、以下のような議論状況及び先行研究が見られていた。

婚姻中の夫婦の財産関係を規律する法制度を夫婦財産制といい、日本では別産制(民法762条)が採用されている。戦後、性別役割分業の固定化によって、妻は家事・育児を担う専業主婦であることが平均的な家族像として定着した。専業主婦には現実的に財産が帰属せず、実質的な不平等が生じることとなる。そこで、判例・学説は、この不平等を解決するものとして、離婚の際の財産分与(民法768条)、夫婦の一方の死亡の際の配偶者相続権(民法890条)を位置付け、専業主婦の財産権の保護を図ってきた。しかし論考の多くは、夫婦財産制の理念や制度内容・立法経過を論ずるものであり、専業主婦を最大限保護する一つの理想形として紹介するものであった。しかし、主婦婚から共稼ぎ婚へ、さらに婚姻形態が多様化する中で、夫婦の生活実態やライフスタイルの選択と法目的・社会的な制度として男女の実質的平等とを調和する夫婦の財産関係を構築する必要がある。このような婚姻形態の多様化という社会状況の変化が夫婦財産制に与える影響、法改正に向けて検討すべき事項を明らかにし、従来とは異なる視点から夫婦財産制を論じる必要性があるのではないかと考える。

他方、EUでは、EUの域内領域で適用される家族法典に向けた動きがみられる。その1つとして、欧州家族法委員会(CEFL)の活動がある。CEFLは、比較法研究を通じて、域内統一の家族法典としてふさわしい「欧州家族法原則」を提示することを目的として活動している。CEFLは、2013年に夫婦財産制に関する「欧州家族法原則」及びその資料を公表した。さらに、ドイツ・フランスでは、2国間に共通する夫婦財産制を導入する条約が2012年に締結されている。このように、ヨーロッパにおいて新たな展開がみられている。

申請者は、これまでの研究を通じて、具体的には以下の点を明らかにしてきた。

EU諸国の多くの国々では、共同生活の経済的基盤に関する法制度(婚姻費用分担義務・日常家事債務の連帯責任・居住用不動産の保護・財産状況の報告義務等)を「基礎的財産制」として、夫婦財産制に拘わらず、全ての夫婦に適用する制度としていること。

婚姻解消時の夫婦財産の清算に関する規定を夫婦財産制の中に設け、その他の離婚時の財産給付(離婚給付)とを区別していること。

死亡による婚姻解消の際の夫婦財産の清算については、配偶者相続権及び相続制度との関連性に留意し、国々に応じて公平性・透明性を保障する様々な規定が用意されていること。

EU諸国では、日本とは異なる規定を設けており、またEU諸国でも類似する制度があるものの、必ずしも統一的な傾向はみられない。婚姻形態に関する社会状況やそれに対する法的対応も国によって異なる。それにもかかわらず、CEFLが、特に・について、「欧州家族法原則」をとりまとめることができたのはどのような要因があるのか、さらには、「欧州家族法原則」がEU諸国の国内法の議論にどのような影響を与えているのかとの問題意識を持つに至った。

そこで、本研究では、夫婦の財産関係に関する法制度とその運用について、これまでの申請者の研究成果を踏まえ、日本の新しい夫婦の財産関係に関する法制度への提言を目指し、その基礎的研究を行うこととした。具体的には、EU諸国の法制度の比較法研究を通じて、共同生活の経済的基盤に関する法制度(基礎的財産制)の意義とその内容の検討・分析、離婚時の夫婦財産の清算における具体的規定の検討・分析、死亡時の夫婦財産の清算における具体的規定の検討及び配偶者相続権の現代的意義とその検討・分析である。

2. 研究の目的

上記の背景及び研究成果をもとに、本研究では、EU諸国における夫婦財産制の位置づけを考察することによって、夫婦財産制の諸規定及びそのあり方をどのように方向づけようとしているのかを明らかにするための基盤となる研究を行うこととした。CEFLが提示する「欧州家族法原則」の体系的な分析やCEFLが参照したEU諸国の「基礎的財産制」の諸規定について、どのように理解されてきたのか、また類似の規定に関する各国間での相違点及びその機能の違いなどを明らかにし、問題点を抽出し検討する。CEFLを中心とする多国間の比較研究を行うことによって、多くの国々では、夫婦の財産関係に関する法制度をどのように規定し、そしてそれらの制度のあり方をどのように考え、方向づけようとしているのかを明らかにし、日本での新たな夫婦の財産関係に関する法制度への提言につなげることを目的とした。

3. 研究の方法

上記研究目的を達成するために、申請者がこれまで積み重ねてきた研究成果を基礎として、次の3つの方法から研究を進めていく。CEFLが提示する「欧州家族法原則」に関する議論状況を考察し、各国への理論的な影響や裁判例をはじめとする法実務の分析、基礎的財産制を設けるヨーロッパの国々の体系書における基礎的財産制に関する記述の分析、を順序立てて行う。これらの結果を踏まえ、ヨーロッパでの海外調査による情報収集と意見交換(学会への出席、「欧州家族法原則」編集責任者及び各国報告書作成者へのインタビュー)を行うこととしていた。

4. 研究成果

(1)平成28年度の研究成果について

平成28年度の研究においては、上記3. を中心に研究に取り組んだ。CEFLの夫婦の財産関

係に関する「欧州家族法原則」は、基礎的財産制、法定夫婦財産制、約定夫婦財産制、の3つの部分に分かれて構成されている。ヨーロッパの多くの国々で採用されている夫婦財産制の構成であるが、夫婦財産制の条文構造を検討する場合に、多くの国が採用しているからという理由だけでは不十分である。法がどのような制度設計を行い、また法的効果をもたらすことを予定して、このような構造を採用しているのかを検討することが不可欠である。このような問題意識から、CEFLの審議資料を基に、「基礎的財産制」の理論的基礎に関する総論的考察と「基礎的財産制」の具体的な制度内容に関する各論的考察とを行った。具体的には、居住用不動産の保護、婚姻解消時における夫婦の財産状況についての情報提供義務、日常家事債務の連帯責任について、CEFL及びヨーロッパ各国の具体的な法制度の分析を行った。この作業を通じて、CEFLの議論や提案内容をヨーロッパ各国がどのように評価しているか、各国国内法の法改正の必要性や議論の方向性にどのような影響を与えるのか、ヨーロッパでの議論展開を考察する足掛かりを得ることができた。この成果は、後述5における〔雑誌論文〕の「ヨーロッパにおける夫婦財産制の新展開」₁、「ヨーロッパにおける日常家事債務の連帯責任」₂、「夫婦財産制と夫婦間の公平」〔学会発表〕の「ヨーロッパにおける夫婦財産制の新展開」が該当する。

(2)平成29年度の研究成果について

平成28年度の研究を基に、とりわけ「基礎的財産制」に関する議論を検討した。特に、「基礎的財産制」のうち、婚姻解消時における夫婦の財産状況についての情報提供義務について、ヨーロッパ各国の具体的な法制度の分析を行った。離婚及び当事者の一方の死亡による婚姻解消に際して、ヨーロッパ各国では、他の一方の財産状況に関する情報提供を求めることができるとする国が多いが、実際にどのような法制度をなっており、どのような点が問題となり議論されているのかを把握する作業を行った。その結果、婚姻解消時だけでなく、婚姻中においても、当事者の一方が行う法律行為が他の一方に重大な影響を及ぼすおそれがあるときには、他の一方への情報提供を義務付けるなど、各国がどのような観点から法制度を設け、また運用しているのかを確認することができた。また、各国において問題意識が共通している点があることやそのような制度を導入した理由などについても分析することができた。

また、居住用不動産の保護についての検討の成果から得た問題意識を基に、日本での配偶者居住権の問題点について成果をまとめることができた。その成果は、後述5における〔雑誌論文〕の「配偶者居住権（新1028条～1036条）」に該当する。

(3)平成30年度の研究成果について

平成30年度も、前々年度、前年度に引き続いて、上記・1の考察を行ったが、特に上記・3の配偶者相続権に関する考察を行った。とりわけ、婚姻の死亡解消時における夫婦財産の清算と配偶者相続権の捉え方について、ヨーロッパ各国の具体的な法制度の分析を行った。日本では、夫婦財産の清算と生存配偶者の相続の問題を一元化し、相続の問題として処理している。ヨーロッパ各国の具体的な法制度の分析を行い、どのような制度になっているのか、どのような点が議論されているのかを把握する作業を行った。日本同様に一元的に処理する国でも、両者を区別すべきではないかとの議論があることや、両者を区別する国においても、手続き等に工夫が見られ、各国がそれぞれ採用する法制度をどのような理由で採用しているか、実務上の問題点などについて整理することができた。

(4)令和元年度の研究成果について

令和元年度は、従前より検討を行ってきた、ヨーロッパにおける夫婦財産制（財産の帰属、清算に関する部分）の議論動向のまとめ、今後の検討課題の整理を行った。この成果は、後述5における〔雑誌論文〕の「夫婦財産制と夫婦間の公平」が該当する。

昨年度前倒しで検討を開始した配偶者相続権の議論に加え、再婚家庭やステップファミリーにおける問題についても文献の分析、検討を試み、検討すべき課題、視点等を概ね明らかにすることができた。配偶者相続権の議論については、昨年度に引き続き、ヨーロッパ各国の具体的な法制度の分析を行った。どのような点が議論されているのかを把握する作業を引き続き行った。手続法上の工夫や法改正の状況などをみることで、ヨーロッパ各国がどのような問題に直面し、どのような観点から改正を行い、改正にいたるまでの議論状況を明らかにすることで、日本の法制度を考える上での課題を整理することができた。

また、再婚家庭やステップファミリーの問題については、子どもの法的地位や養育費の取扱いについて、ヨーロッパ各国の対応を把握すべく、先ずドイツ・オーストリアの文献を収集し、分析を行った。まだまだ不十分な点が多いものの、夫婦財産制の枠内で解決するものと枠外で解決しているものがあり、実務上の工夫を明らかにすることができた。

(5)今後の展望

夫婦財産制に関する論説は、日本では少なく、ヨーロッパの動向を検討するものも近年みられないので、本研究は意義にあるものといえる。

他方で、当初計画していた、上記3・1については、資料は集めたものの、十分に活かすことができなかった。ドイツでの夫婦財産制の改正議論等新たな展開が見られている。また、本研究では、「基礎的財産制」という制度が夫婦財産制においてどのように位置づけられ、またどのよう

な考え方からそれが裏付けられてきたのか、そして、それがどのように評価されているのか、今日の EU 諸国における「基礎的財産制」が形成されてきた背景を探っていくことができなかった。上記3・だけでなく、今後も、ドイツ及びヨーロッパの議論状況に着目しつつ、夫婦財産制の検討をしたいと思う。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計13件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 松久和彦	4. 巻
2. 論文標題 相続人の履行補助者としての寄与分との関係	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Before/After 相続法改正	6. 最初と最後の頁 220-221
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻
2. 論文標題 内縁の配偶者による特別の寄与	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Before/After 相続法改正	6. 最初と最後の頁 222-223
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻
2. 論文標題 夫婦財産制と夫婦間の公平	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 現代家族法講座 第2巻 婚姻と離婚	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻
2. 論文標題 財産分与と過去の婚姻費用	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 実務精選120 離婚・親子・相続事件判例解説	6. 最初と最後の頁 36-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻
2. 論文標題 共同遺言の禁止	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 実務精選120 離婚・親子・相続事件判例解説	6. 最初と最後の頁 250 - 251
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻 26
2. 論文標題 ニュー選択的夫婦別姓訴訟・第一審判決	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 速報判例解説Vol.26 新・判例解説Watch【2020年4月】	6. 最初と最後の頁 94-97
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻 16
2. 論文標題 代襲相続人への遺留分減殺請求と特別受益の該当性	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 民事判例16	6. 最初と最後の頁 98-101
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻 2392
2. 論文標題 ...親権者である母親が再婚し、再婚相手が子らと養子縁組したことは、養育費を見直すべき事情に該当し、...非親権者である実親は、...不足分を補う養育費を支払う義務を負い、その額は、...諸般の事情を総合的に勘案すべきとされた事例[福岡高裁平29.9.20決定]	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 161-166
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻 1561
2. 論文標題 配偶者居住権（新1028条-1036条）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 平成30年相続法改正の分析と展望（金融・商事判例増刊）	6. 最初と最後の頁 87-96
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻 79
2. 論文標題 ヨーロッパにおける夫婦財産制の新展開	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 私法	6. 最初と最後の頁 130-137
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻 55
2. 論文標題 前件調停後の事情変更と婚姻費用分担額の減額の可否	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 66-69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻 153
2. 論文標題 潜在的稼働能力を前提とする養育費算定を否定した事例	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 820-824
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻 369・370号
2. 論文標題 ヨーロッパにおける日常家事債務の連帯責任	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 651-677
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 松久和彦
2. 発表標題 ヨーロッパにおける夫婦財産制の新展開
3. 学会等名 日本私法学会第80回大会
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考